

2018年10月9日

報道機関各位

株式会社ゆうちょ銀行

媒介ローン業務に関する対応について

本日、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」）は、今般、スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」）に対して行政処分が下されたことを受け、ご本人が居住する面積が建物全体の二分の一を下回る住宅ローンの媒介については、2018年10月12日（金）から2019年4月12日（金）までの6か月間、お取扱いを停止いたします。

また、媒介業者として、それ以外の媒介ローンについても、積極的な営業を、2018年10月12日（金）以降、当面、差し控えることといたしましたので、お知らせいたします。

ゆうちょ銀行といたしましては、今後、スルガ銀行の業務改善施策を踏まえ、媒介住宅ローンに係る業務推進体制の見直し等を行いたいと考えております。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

株式会社 ゆうちょ銀行

コーポレートスタッフ部門広報部（報道担当）

電話：03-3504-4440（直通）

FAX：03-3580-6799